

三 監 1 8 号
平成 2 7 年 4 月 2 2 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 7 年 2 月 2 3 日で収受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

住民監査請求監査の結果について

第1 請求人の住所・氏名

1 請求人

[Redacted]
[Redacted]

第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

1 請求の理由

今回の監査請求は、平成26年3月27日の最高裁判所の預金訴訟の決定（預金の所持者である **某自治会 A**（以下「本件自治会」という。）と **某自治会 B**（以下「本件新自治会」という。）は、同一の自治会ではないので、預金を渡す必要はないという決定）を得た日以降である、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間に係る行政事務委託（以下「本件委託」という。）に係る委託料として、三田市長が本件新自治会に対して平成26年12月22日に208,480円を支払されていることについて行うものである。

この **某住宅**（以下「本件住宅」という。）には、先発の本件自治会と後発の本件新自治会の2つの自治会があり、これらの対象区域は、どちらも本件住宅であり、まったく同じ区域であることから、「他の自治会の区域と重複しないこと」とする三田市の行政の大原則を破っている。

このため、**某連合会**（平成24年5月に **[Redacted]** から名称変更。以下「本件連合会」という。）に所属するための手続き要件である「1つの地域に2つの自治会を作らないために必要な、元の自治会との合意を得る等の要件」に平成21年11月以降不備があることとともに、現在、この2つの自治会が地位確認訴訟にて争っている。

このように、1つの地域に2つの自治会が存在する状態では、本件連合会に所属できていないため、本件委託料の支払に関する債権者である本件連合会の請求権は存在しないし、債権者からの代金受領の委任を受ける資格は本件新自治会にはない。

以上のことから、本件連合会と締結した本件委託契約に違反する不当な支払に該当し、三田市市民の財産に損害を与えている。

また、この監査請求については、次の2点からの判断を求めている。

- ① 平成21年11月12日に本件新自治会が三田市と本件連合会に承認されたとあるが、このとき、本件自治会が同時に存在しているので、1つの

地区に2つの自治会が存在する事態が発生している。

これは、三田市自身が作成した「きまり」を破る事態であり、2つの自治会が存在する事態を是正することなく、本件新自治会を承認していることは不当な措置である。

- ② 預金訴訟について、平成26年3月27日に最高裁判所の上告の棄却の決定があり、その内容は「2つの自治会は同一の組織ではないので、預金を渡す必要はない。」というもので、この決定において、本件新自治会と本件自治会が同一の組織ではないという判断がなされたということは、この時点で、「1つの地域に2つの自治会が存在する」ことが確定したにもかかわらず、三田市は、2つの自治会が存在する事態を是正することなく、再度事実誤認をし、平成26年4月に本件新自治会を承認していることは不当な措置である。

2 請求する措置

三田市長は、本件新自治会に対して本件委託料として平成26年12月22日に本件新自治会に対して支払った208,480円を返戻するよう求めることを求める。

第3 請求の受理

平成27年2月23日付で收受した「三田市職員措置請求書（住民監査請求書）」（以下、「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月26日付でこれを受理しました。

また、法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 調書（決定）（平成26年3月27日 最高裁判所第一小法廷）
- ・ 委託契約書（本件委託に係るもの）
- ・ 支出命令書（本件新自治会への本件委託料の支払に係るもの）
- ・ 自治会組織の結成（設立）（平成21年度版）
- ・ 自治会組織の結成（設立）（平成26年度版）
- ・ 会議記録（平成25年6月12日 第2回本件連合会 運営委員会に係るもの）

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

2 監査の期間

平成27年2月26日から同年4月21日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成27年3月25日に実施しましたところ、請求人が出席され、陳述されました。

また、「H27年3月25日三田市職員措置請求における聴取の補完資料」と題する書面（以下「補完資料」という。）が平成27年3月26日に、「H27年3月25日三田市職員措置請求における聴取の補完資料その②」と題する書面（以下「補完資料②」という。）が同月31日に提出されました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成27年3月25日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局長、同局コミュニティ課長及び同課係長が出席され、陳述されました。

また、「職員措置請求書（住民監査請求書）に係る説明書の提出について」と題する書面（以下「説明書」という。）が平成27年3月18日に提出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書、補完資料及び補完資料②（以下、これらを総称して「本件措置請求書等」という）並びに請求人からの陳述の内容から、本件監査請求は、平成26年度の本件委託料として、三田市長が本件新自治会に対して平成26年12月22日に208,480円を支払されていることについて、本件新自治会の対象区域には2つの自治会が存在しているため、本件委託契約の相手方である本件連合会に所属できない状態であり、この代金受領の委任を受ける資格がないにもかかわらず、代金受領の委任を受けて支払されていることから、不当な支払とするものであり、三田市長は、本件新自治会に対してこの全額を返戻するよう求めることを求めるものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書等及び陳述並びに関係職員からの説明書及び陳述等に基づき、次のとおり確認しました。

(1) 本件委託に係る事務手続

本件委託に係る事務手続において、本件新自治会に係る事務手続は、下記のとおりなされておりました。

<事務手続>

・実施伺	平成26年	2月24日	決裁済
・支出負担行為書（契約書締結伺い）	平成26年	4月1日	決裁済
・委託契約書	平成26年	4月1日	締結
・実施伺（変更）	平成26年	10月7日	決裁済
・支出負担行為書（変更）	平成26年	10月7日	決裁済
・確認書（本件新自治会分）		平成26年	11月4日締結
・請求書（本件新自治会分）		平成26年	12月1日付
・委任状（本件新自治会分）		平成26年	12月1日付
・支出命令書（本件新自治会分）	平成26年	12月3日	決裁済
・委託料支払（本件新自治会分）	平成26年	12月22日	支払済

(2) 本件委託業務の概要

本件委託は、地域コミュニティの健全な発展を推進し、もって、市民福祉の増進に資することを目的として、下記の業務を委託するものとなっておりました。

<業務内容>

- ・市が発行する各種文書等の配付又は回覧に関する事。
- ・街路灯の管理協力に関する事。
- ・地域の緑化、美化及び衛生に関する事。
- ・地域防災計画に基づく災害等の通報等に関する事。
- ・市が主催する各種大会等への参加啓発及び要請に関する事。
- ・各種調査員、委員等の推薦に関する事。
- ・その他公共の福祉を増進する事務に関する事。

(3) 本件委託契約の相手方

本件委託契約は、本件連合会と締結されており、下記の理由により単独随意契約となっておりました。

<単独随意契約理由>

本件連合会に本件委託をすることにより、三田市が発信する情報を地域へ迅速に周知することができる等、行政事務の効率化を図ることができる。さらに、住民自治組織は、地域まちづくりの核となる組織であるため、本件委託をすることにより、地域の主体的なまちづくり意識を醸成し、地域コミュニティの推進を図ることができる。

(4) 本件委託料の算定基準

本件委託契約書第3条第1項において、本件委託料については、単位組織当たりの委託料を合算したものとなっており、単位組織当たりの委託料は40,000円と単位組織の活動範囲内における平成26年9月1日現在の住民基本台帳登録世帯数に540円を乗じた額とを合算した額となっていました。

(5) 本件委託料の支払

本件委託契約書第4条において、本件委託料の支払は、本件連合会が指定する口座に支払うことと規定されているところ、本件新自治会に対する本件委託料の支払については、本件連合会から平成26年12月1日付で委託料の受領に関する委任状が提出されていました。

これに基づき、本件新自治会に対する本件委託料として、平成26年12月22日に208,480円が支払されていました。

また、代金受領の委任について、関係職員からは、「法第232条の5において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないと規定されているところ、債権者のためでなければの意味は、支払の効果が最終的に債権者に及ぶ支出であればよいと解されている。本件委託については、その趣旨から契約は本件連合会と締結することが適当であると判断しているものの、実質的な業務は各自治会が実施されていることや委託料を各自治会に直接振込することで迅速な事務処理を進めることができることを勘案して、代金受領の委任の方法をとることが適当であると判断している。」との説明を受けました。

(6) 本件委託業務の履行

本件委託契約書第5条において、本件委託の契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっていました。

また、本件委託契約書第6条において、本件連合会は、契約期間終了後、完了報告書を本件連合会の総会議案書とあわせて、速やかに三田市に提出することと規定されているところ、平成27年4月21日現在においては、各単位組織からの完了報告書を集約している最中であったことから、本件連合会からの完了報告書については、提出されていませんでしたが、関係職員からは、「本件住宅における本件委託業務については、本件新自治会が本件住宅全体に対して履行されている。」との説明を受けました。

2 判断

上記のとおり、本件連合会からは平成26年12月1日付で本件新自治会に対する委託料の受領に関する委任状が提出されていました。

債権者から委任を受けた者に対する支払については、地方自治法第232条の5第1項において、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定されていますが、これについては、以前は債権者以外の者に対して支出することができないとされていたため（昭和3

8年改正前の地方自治法施行令第149条)、従来から債権者の委任を受けた者に対する支払の可否が問題とされていましたが、昭和38年の改正により、支払の効果が債権者に及ぶようにとの意味で「債権者に対して」よりも、「債権者のために」という広い表現が用いられており、これにより、債権者から正規に代金受領の委任を受けた者も包含されたものとなっています。

また、請求人は、本件住宅には、2つの自治会が存在する旨についても主張されていますが、この主張に関係職員からの提出書面及び陳述等を合わせると、本件住宅に本件新自治会が実在しているとともに、本件住宅における本件委託業務については、本件新自治会が本件住宅全体に対して履行されているものと推認しました。

さらに、本件監査請求に類似する事案に係る住民訴訟判決(平成23年(行ウ)第81号損害賠償請求事件(神戸地方裁判所 平成27年4月16日判決))において、以下のとおり判示されています。

- ・ 本件委託契約は、各自治会が行政事務の再委託を受けて、これを行うことを前提とする契約であり、本件新自治会と本件自治会とは法的同一性を有しないことが訴訟上決着しており、同契約に基づいて、**某住宅**における行政事務の再委託を受け、これを行ったのは本件新自治会であったのである。そうすると、本件委託料支払は、三田市が有効な本件委託契約に基づいて現に委託事務を行った自治会に対し、当該委託事務に係る委託料を支払ったものにすぎないから、その支出により、三田市の権利・利益が侵害され、三田市に損害ないし損失が生じたものとは認められず、また、本件新自治会には本件委託料を受領したことについてする法律上の原因があるから、三田市との関係で、不法行為又は不当利得が成立することはない。
- ・ 自治会は住民が組織する任意団体であり、構成員が構成員間においてさえ法的同一性を巡る訴訟が係属するような組織変更を行った状況において、三田市が、本件連合会 ～中略～ に行政事務を委託するに当たり、法的同一性を巡って係争中の両自治会が別個の任意団体であることを所与の前提として、その構成世帯を調査し区域調整を行ったり、行政事務を分担させて行わせるよう契約すべき義務が生じるものとは解し難い。また、そのような義務が、例えば公序を形成するなどして、その義務違反による契約を無効ならしめるとか、その義務違反が契約の取消権又は解除権を生じさせると解する根拠も見当たらない。そもそも、本件委託契約に基づいて、区域各地区で行政事務の再委託を受け委託料を受受するのが、どの自治会であるのかというような事柄については、各自治会には固有の権利・利益があり得るのかも知れないが、行政事務を委託する側の三田市に、委託料の支払に相当する行政事務が地区ごとに円滑に実施されること以外の財産的な権利・利益があるものとは解されな

い。

- 仮に原告が主張するように、三田市が、本件新自治会 ～中略～ の欺罔行為によって、本件新自治会と本件自治会とは法的同一性を有すると誤信して ～中略～ 本件住宅における全ての行政事務を本件新自治会が行うことを前提に本件委託契約を締結し、本件新自治会に本件委託料支払をしたとしても、かかる誤信がなければ、三田市は、本件自治会に同一金額の委託料を支払うことになったにすぎないと考えられるから、当該欺罔行為による損害は、本件自治会に生じることがあっても、三田市に生じるものではない。すなわち、三田市は、本件住宅における行政事務の全てを委託し、その委託事務が行われた以上、委託料の支払を免れる権利・利益を有するものではなく、本件新自治会 ～中略～ の三田市に対する不法行為は成立しない。

以上のことから、本件委託料の支払における本件連合会から本件新自治会に対する委託料の受領に関する委任及びこれに基づく本件新自治会に対する委託料の支払については、違法若しくは不当な点はないと判断しました。

3 結 論

本件職員措置請求については、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に当たると認めることができませんでしたので、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。